

委員・事業者からの提案一覧【雇用・労働】

	提案名	提案者	提案内容	支障事例	規制の根拠			処理の方向性
					国の法令	国の運用	法制等の根拠	
労働者派遣に関すること	建設業の派遣禁止の緩和	経済団体	労働者派遣事業の行ってはならない業務から建設業を除外すること。	・建設業については、現在も派遣が認められておらず、請負によるものとなっている。	労働者派遣法4条第2号		第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。 二 建設業務	規制改革ホットラインへの提案
	日雇派遣の禁止の緩和	経済団体	派遣が持っている労働力の需給調整機能を積極的に評価し、一日単位の派遣禁止を緩和すること。	・日雇業務における派遣社員の需要は高い。1日だけで100人規模で労働力が必要な時にハローワークで紹介するのは難しい。	労働者派遣法35条の3		第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならない。	規制改革ホットラインへの提案
	登録型派遣の職種制限の撤廃	人材派遣	登録型派遣業務の範囲の制限を緩和すること。	登録型の派遣の派遣現場で26業務の区分に基づく規制は非常に混乱している。	労働者派遣法第40条の2第1項第1号、施行令		第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。 一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務	規制改革ホットラインへの提案
	労働者派遣業の許可基準の緩和	中小企業コンサルティング	財産要件（純資産2000万円、預金1500万円。預金は純資産に含まれる）が金額が多すぎるのではないか。	保険制度や預託制度などの改善を求める	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条	職業安定局長通達（労働者派遣事業関係業務取扱要領）	財産的基礎に係る要件（資産要件） ・「2,000万円×事業所数」（注）基準資産額＝資産額－負債額 現金・預金の額に係る要件について ・「1,500万円×事業所数	規制改革ホットラインへの提案
労働基準に関すること	ホワイトカラーエグゼンプション	岸委員 経済団体	一律の労働時間で規制すべきではなく、多様な働き方を支えるため、労働時間規制の適用除外に高度な能力を持った人材等を追加すること。	ホワイトカラーの業務は多様であり、必ずしもその成果を労働時間で測れるものでないため、労働時間規制の適用になじまない。	労働基準法32条、41条		第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。 〇2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。 第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。 一 別表第一第六号（林業を除く。）又は第七号に掲げる事業に従事する者 二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者 三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの	規制改革ホットラインへの提案
	労働条件明示の方法	経済団体	労働条件の明示の方法について、書面に限定することなく、ファックスやメールなど電子媒体による明示とすること。	テレワークで出勤不要という職種に対しても、書面での明示を義務付けており、合理的でない。	労働基準法15条、同施行規則5条3項		第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 施行規則5条3項 法第十五条第一項 後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。	規制改革ホットラインへの提案
最低賃金	都道府県別最低賃金の緩和	経済団体	全国あるいは広域で（最低賃金額を）一本化した上で、大都市特例などを設けるなど、現実に即した制度に変更すること。	・最低賃金について、隣接都道府県間での格差（例：大阪819円、兵庫761円）が広がっている。 ・生活保護との整合性を取ることが求められているが（法律規定）、保護水準は府県ごとに人口加重平均により算出するため、人口集中度の高い大阪では保護水準が高くなる。その結果最賃水準も上がる。 ・都道府県ごとに一律に定めるといふことについては合理性が無い。大阪府内であっても大阪市内の企業の支払い能力と、都市から遠隔地の市町村の支払い能力は違う。	最低賃金法9条・10条・12条	地域最低賃金公示	第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。 第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。 第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。	規制改革ホットラインへの提案
職業紹介業他	国外にわたる職業紹介の許可基準の緩和	人材派遣	相手国免許がない場合についても、国内職業紹介の許可を認めること。	外国人の人材紹介のための許可において、相手国での紹介業の許可がないと国内での許可が下りない。		職業安定法第31条第1項の有料職業紹介の許可にかかり、国外にわたる職業紹介の許可基準	外国にわたる職業紹介に関する要件 (イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたものを以外を利用するものでないこと。	規制改革ホットラインへの提案

委員・事業者からの提案一覧【IT】

提案名	提案者	提案内容	支障事例	規制の根拠			処理の方向性
				国の法令	国の運用	法制等の根拠	
ビッグデータの活用	有識者	<p>・大量に蓄積されるデータの活用は、地域活性化、行政の効率化、地理空間情報、農業、医療、健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等の分野における課題解決にもつながら、ビッグデータビジネスの活性化は成長の切札となる。</p> <p>・このため、より厳格なデータ管理の実施を条件に、「個人を特定できる情報を削除する」「(一定の基準を設けて)匿名化を行う」ことで、『個人情報』とされる対象から除外する。</p>	<p>・事業者が収集した個人情報などの程度の加工等を実施すれば個人情報が該当しなくなるのか不明確であるため、収集した個人情報を利活用した新規ビジネスの向上や、災害時の活用、医療・保健の政策向上において活用促進を阻害している。</p>	○個人情報保護法第十六条一項		<p>・個人情報保護法第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>・匿名化に関して・・・事業者が識別できないような方法で匿名化された情報については、個人情報に該当しないため利用可能。</p>	※現在国でありかたを検討中。具体的な支障事例について、規制改革ホットラインに提示。

委員・事業者からの提案一覧【教育】

提案名	提案者	提案内容	支障事例	規制の根拠			処理の方向性
				国の法令	国の運用	法制等の根拠	
通信制高校の規制緩和	岸委員	<p>・通信制高校は当然全国広域的に行われるものであり、「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うべきという不合理な指導をするべきではない。</p>	<p>・株式会社による通信制高校は、構造改革特別区域法第12条にもとづき2004年から全国に20校以上設置され、現在約2万人の生徒が在籍する。</p> <p>・かかる株式会社立の通信制高校について、文科省等は「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うべきという行政指導をおこなっており、全国が対象となる広域通信制高校の活動を特区区域内に封じるものであって、それによる生徒の経済的、時間的負担および教育上の負担が大である。</p>	構造改革特区法第十二条第二項	<p>「構造改革特別区域法第12条第1項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について」(文科大臣政務官通知)内閣府地域活性化推進室通知「学校設置による学校設置事業に関する取り扱いについて」</p>	<p>2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。</p> <p>一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>二 当該学校の経営を担当する役員が学校を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>通知:「面接指導」、「添削指導」、「試験」を特区区域内において行うことを求める。</p>	規制改革ホットラインへの提案
都心への大学設置	堺屋委員 岸委員 有識者	<p>・大阪が戦略的に大学を誘致するにあたり、都市である状況に鑑み、複数の大学が、共同で運動場や、講義場所等を設置し利用することを考え、共同設置することを認めるとともに、校地や校舎面積を単に両者の収容定員の合計を当てはめるのではなく、講義場所や校地面積について柔軟に対応すべき。</p>	<p>・現行の設置基準(文科省告示)は、大学が単独で設置することを前提として、設置基準の運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めている。</p> <p>・本設置基準はそれぞれの大学の単独設置による基準であり、複数の大学が施設を共同設置・管理することを想定していない。</p>	大学設置基準(校地、校舎等の施設設置)(昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号)		<p>・大学設置基準(文科省告示)で 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第三十四条―第四十条の四)として、運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めている。</p>	規制改革ホットラインへの提案
総合国際職業訓練校の設置	余語委員	<p>総合国際職業訓練校を誘致し、中小製造業などへの人材供給を支援する。外国人人材が活用しやすくする。</p>	<p>・公共職業訓練は、離職者、在職者、及び学卒者に対して行う。</p> <p>・職業訓練校での就学は、留学ビザの対象になっていない。</p> <p>・外国人は在留資格を取得している前提での利用となり、離職者、学卒者は利用が困難。</p>	入管法、職業能力開発促進法		<p>*国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)</p>	規制改革ホットラインへの提案